

令和2年度 第2回鶴岡市住居表示審議会（会議録）

○日時

令和2年9月11日（金） 午後1時30分から午後1時50分

○会場

鶴岡市総合保健福祉センター「にこ・ふる」3階大会議室

○次第

1. 開会
2. あいさつ
3. 協議
 - (1) 答申：令和3年度に住居表示を実施する区域の選定について
 - (2) 諮問：令和3年度に住居表示を実施する区域の町界及び町名について
 - (3) その他
4. 閉会

○出席委員

堀之内文昭、佐藤哲也、保科梧郎、梅木力、長南吉美、
羽田明美、石塚正子、上木勝司、阿部俊夫、植松芳平

○欠席委員

齋藤正勝

○市側出席職員

市民部長、都市計画課長、学校教育課長、市民部参事（兼）市民課長、
都市計画課都市計画主査、市民課課長補佐、市民課管理主査

○公開・非公開

公開

○傍聴者の人数

0名

2. 開会（進行：市民部参事）

本日はお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ご案内の時間になりましたので、只今から、令和2年度第2回鶴岡市住居表示審議会を開催したいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

始めに私の方からご紹介させていただきます。皆さまご承知のことと思いますが、この度、11月3日に贈呈式が行われます、齋藤茂吉文化賞の2020年度の受賞者に、人文科学郷土文化の分野で、この会の副会長であります、植松芳平先生が選ばれました。誠にめでたうございます。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

3. あいさつ（会長）

まず、植松先生におめでとうございます。と、言葉を添えさせていただきます。

皆さん、この暑い中、ご苦労様です。本日は第2回の審議会になります。

第1回目の諮問のあった住居表示の実施区域についての答申を申し上げることとなります。そして新たにまた別の諮問を受けることとなりますので、活発なご意見をよろしくお願い致します。

4. 会議の成立（市民部参事）

本会議に先立ちまして、会議の成立についてご説明申し上げます。

鶴岡市住居表示審議会条例第6条第2項により委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないと定めております。本日は11名中10名のご出席をいただいておりますので、本審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

5. 議事

○第1回諮問の審議及び答申

会長

それではこれより議事に入ります。去る、8月3日に諮問がありました「令和3年度に住居表示を実施する区域の選定について」を議題といたします。このことについては茅原北土地区画整理事業地内及びその周辺を令和3年度に住居表示を実施したいとの諮問があり、現地視察も実施したところですが、再度、事務局より説明をお願いします。

市民部参事

始めに、前回の審議会に提出しました資料について訂正をお願いいたします。

今日の次第の茅原地区住居表示整備事業（概要）の部分であります。1枚目の茅原北土地区画整理事業地内及び周辺地域の現況の面積の訂正をお願いするものです。

今日の資料は訂正されておりますが、前回の資料の訂正をお願いするもので、今日の資料に合わせて訂正していただければと思います。表中の茅原北地区の面積を31.2ha、西茅原112号線北側を15.6ha、西茅原112号線南側を1.9haと第1回目の資料の訂正をお願いいたします。

なお、この訂正は、国土地理院地図の再計測により変更になったものであります。

それでは、改めまして、令和3年度に住居表示を実施したい区域について説明いたします。

本市における住居表示事業は昭和40年から平成17年を最後に73町1,715haとなっております。

この度の住居表示の事業概要といたしましては、平成27年から本市の北部市街地が進められている「茅原北土地区画整理事業」の換地処分公告に合わせ、同事業地内及びその周辺地域を住居表示区域として整備するものです。住居表示の実施日は令和3年8月を予定しております。

具体的な実施予定区域につきましては、次第の最後の別紙1の住居表示実施計画区域(案)をご覧ください。

図面の上部緑色の線で囲んであります部分③が、茅原北土地区画整理事業地とその枠内の字草見鶴及び字中谷地を示しております。この面積は31.2haとなっており、計画人口としては715人を見込んでおります。

次に青色の線で囲んであります部分④と⑤合わせて17.5haで、青い線で囲んであります部分④と⑤についてありますが、ここはすべて字西茅原地区で面積は④⑤合わせて17.5haで人口も約1,000人となっており、住居表示の基準を満たす規模となっております。

なお、住居表示の方式は街区方式とするものであります。

前回、第1回目の審議会の後に皆様にご意見・質問等をお願いしたところ何もございませんでしたけれども改めまして協議していただければと思います。よろしく願いいたします。

会長

それでは質疑に移ります、只今の説明又は質疑全体に対して、ご意見がありましたらお伺いします。

ご意見がある方は挙手してお願いします。

上木委員

結局①、②、③、④、⑤の区画についての住居表示をどうするか。ということですよ。

市民部参事

①は現在住居表示になっている茅原町です。②の方は余慶町として、すでに住居表示になっていますので③、④、⑤の3か所になります。

上木委員

一応全体としてではなくて、③、④、⑤について検討して、例えば③、④、⑤で確定するとなれば、またさらに余慶町とか茅原町とか、確認するのかわからないが、住居表示の対象にする必要はないということですか。

市民部参事

はいそうです。

上木委員

そこに合併される地域についてはそれでいいんですか。

市民部参事

合併するか、字の界をどうするか、実際は、③、④、⑤だけになります。

上木委員

①、②についての町の名前については検討はいらぬということですね。

市民部参事

そうです。

会長

他に、ご意見ありましたらどうぞ。

それでは、他にご意見等がないようですので、前回の審議に諮問された「令和3年度に住居表示を実施する区域の選定」について、諮問に対する答申をすることといたします。

事務局より答申案の朗読をお願いします。

市民部参事

(答申案朗読)

会長

ただいま答申案を朗読していただきましたが、文面についてのご意見ありましたら発言願います。

ご異議がないようですので、この文面で答申することといたします。

○第2回諮問について

会長

次に、区域の町界及び町名についての諮問書を受けることといたします。

市民部参事

それでは、今お配りしました諮問書の方を朗読させていただきます。

(諮問書朗読)

なお、別紙の図につきましては、先に案としてお示ししました。「住居表示実施区域図」といたします。

会長

ここで市民部長よりご挨拶があります。

市民部長

まだまだ暑い日が続いておるところではございますが、本日はご多忙のところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

去る、8月3日に開催されました第1回住居表示審議会におきまして、来年度に住居表示を計画しております茅原北土地区画整理事業区域、それから、隣接しております字西茅原の区域につきましては、諮問申し上げましたところでございますが、委員の皆様方には現地視察を踏まえながらご審議を賜り、本日ここにご答申をいただきましたことに心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

なお、本日ご答申いただきました区域につきましては、12月市議会におきまして、ご審議をいただくという予定になっております。

引き続きまして、本日、区域の町界及び町名についてご諮問申し上げましたが、来年1月頃に予定しております審議会にご答申をいただければと考えているところでございます。

皆様には大変ご苦勞をおかけするところでございますが、どうかご審議のほどよろしくお願い申し上げまして御礼の挨拶とさせていただきます。

会長

ただいま諮問を受けました令和3年度に住居表示を実施する区域の町界及び町名について」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

市民部参事

ただいまは、令和3年度に実施する区域につきまして答申をいただきましてありがとうございます。

続きまして令和3年度に住居表示を実施する町界及び町名について、今後の予定などをご説明いたします。本日、住居表示実施区域について答申いただきましたので、これを受け、住居表示実施対象区域の住民の方々に対しまして、説明会を開催したいと考えています。これまでも、当該地域の住民の皆様には、町内会役員、組長会等に於きまして、茅原北土地区画整理事業の換地処分に伴う住居表示整備についての勉強会等に出向いておりますほか、回覧チラシ等でも周知をしているところでございますが、改めて住民の皆様に対しまして説明会を開催し、住居表示に対するご理解をお願いするとともに、町名案の選定についてご意見をお聞きしたいと考えております。

従いまして、当該地域の方々の意見等をもとに事務局の考え方をまとめ、次回に提

案し、ご審議いただいた上で答申をいただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日答申いただきました住居表示実施区域につきましては、12月市議会定例会に提案し審議いただく予定であります。

会長

それではこれより質疑、ご意見等をお受けいたします。

ご意見がないようですので、本日の議事は終了とさせていただきます。
進行にご協力いただきありがとうございますございました。

市民部参事

保科会長議事進行ありがとうございました。

その他、について何か皆様の方からございますでしょうか。

6. その他

上木委員

先日の審議会の現地視察でバスに乗った時に、認定保育園のところは対象にしないと説明がありましたが、そういった意見もあったということは住民説明会等でも説明されるってことなんですか。

石川書記

これまで、町内会の役員会等に説明に入った際、認定こども園についての質問が出されておりますが、前回の審議会と同じような形で、認定こども園は含めないと説明をさせていただいております。

これとは別に補足ですが、前回の審議会の後に、審議会の皆様にご意見等他にないかということで書面で求めたところ、委員の方々からは書面での質問等は無かったということで、ご報告させていただきます。

市民部参事

それでは、第2回住居表示審議会を閉会させていただきます

7. 閉会